

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく各法人住民税決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 29 年 10 月 26 日付けでした、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「平成 27 事業年度」という。）に係る法人住民税（均等割額）の決定処分及び平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「平成 28 事業年度」といい、平成 27 事業年度と併せて「本件各事業年度」という。）に係る法人住民税（均等割額）の決定処分（以下、上記決定処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めると解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

請求人は平成 27 年 4 月 1 日から休業状態であり、利益も発生していない。そのような休業状態の法人に対して、法人住民税が

課されるのは、納得がいかない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年4月4日	諮問
平成30年5月25日	審議（第21回第3部会）
平成30年6月27日	審議（第22回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 東京都内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人に対して課せられる道府県民税（以下「法人都民税」という。）については、均等割額及び法人税割額の合算額によるものとされている（法24条1項3号、法1条2項）。そして、当該法人については、法人税に係る申告書の提出義務がある場合、当該申告書の提出期限までに、東京都知事（以下「知事」という。）に法人都民税を申告納付しなければならないとされている（法53条1項）。また、知事は、当該法人について法人都民税の申告書の提出がなかった場合においては、その調査によって申告すべき均等割額を決定するものとされて

いる（法 55 条 2 項）。

- (2) 上記(1)のとおり、東京都内に事務所等を有している法人については、その事務所等を有することが、法人住民税の課税要件となっているところ、この場合の事務所等とは、「自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものである」とされている（地方自治法 245 条の 4 の規定による技術的助言である「地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 16 号。以下「取扱通知」という。）第 1 章・第 1 節・6・(1)）。

- (3) 東京都内に事務所等を有する法人の法人住民税（均等割額）は、法人の区分に応じて、東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号。以下「条例」という。）200 条に定める額に、法人税額の課税標準の算定期間中において事務所等を有していた月数を乗じて得た額を 12 で除して算定し、この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てるとされている（法 52 条 3 項）。

2 以下、本件各処分について検討する。

- (1) 法人住民税（均等割額）納付義務の有無について

請求人の本店所在地は、平成 17 年 8 月 4 日の設立以降、本件各事業年度においても、東京都〇〇市に所在することが認め

られる。そして、請求人が処分庁に提出した異動届出書及び現況説明書の「本店又は主たる事務所の所在地」欄にも、「〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号」と記載されていることが認められる。なお、現況説明書によれば、当該本店所在地は、請求人代表取締役〇〇氏の自宅住所と同一であるところ、同自宅の一室を事務所として温存している旨の記載が認められる。

また、本件各事業年度において、請求人は、売上高のほか、販売及び一般管理費においても一定額が計上されていることが認められるから、請求人が本件各事業年度において継続して事業を行っていたものといえる。

以上より、請求人は、事業の必要から、東京都〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号の請求人代表取締役の自宅一室において、継続的に事業を行っていたものといえるのであるから、本件各事業年度において法人住民税（均等割額）の課税要件である東京都内に事務所等を有する法人として、法人住民税（均等割額）の納付義務があるといえる。

(2) 法人住民税（均等割額）の算出について

請求人の資本金の額は1,000万円であることが認められるから、条例200条1号ホの規定より、請求人の均等割の税率は年額20,000円であるといえる。

当該額に平成27事業年度及び平成28事業年度それぞれの年度における事務所等を保有していた月数12を乗じて得た額を12で除して得た金額（20,000円×12／12＝20,000円）が、請求人の納付すべき法人住民税均等割額となる。

したがって、請求人における本件各事業年度の法人住民税均等割額を各20,000円とする決定処分（本件各処分）には、違算等の事実は認められない。

(3) 結 論

よって、処分庁は、上記1の法令等の規定に基づき、請求人に対し、本件各事業年度につき、各20,000円とする本件各処分を行ったものと認められるのであって、そこには何ら違法又は不当な点はない。

- 3 請求人は、上記(第3)のとおり、本件各事業年度は休業状態であり、利益も発生していないことを理由に、本件各処分の取消しを求める旨主張する。

しかし、法人住民税の課税要件において、法人の事業により利益が発生していることは何ら要件とされていない。また、確かに請求人は異動届出書及び現況説明書にて休業状態である旨を処分庁へ届け出ているが、現況説明書には「自宅の1室を事務所(室)として温存」と記載されているほか、実際には、上記2・(1)のとおり、請求人は継続的に事業活動を行っていたことが認められる。

したがって、本件各処分が適法であることは上記2のとおりであり、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成